

## 仙台市介護保険条例施行規則（抜粋）

平成一二年三月三十一日

仙台市規則第五五号

（介護保険審議会の会長及び副会長）

第二十条 仙台市介護保険審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（公募する委員の数）

第二十一条 条例第十二条第六項の規定に基づき公募する委員の数は、四人を上限とする。

（審議会の臨時委員）

第二十二条 審議会の臨時委員は、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（審議会の会議）

第二十三条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員の四分の一以上の者から調査審議すべき事項を示して審議会の会議の招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して意見の陳述、説明、資料の提出その他の協力を求めることができる。

（委員会）

第二十四条 審議会に地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営委員会（以下これらを「委員会」という。）を置く。

2 地域密着型サービス運営委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

一 法第四十二条の二第一項本文に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定に関すること

- 二 法第四十二条の二第四項の規定により本市が定める地域密着型介護サービス費の額に関する事
  - 三 法第五十四条の二第一項本文に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事
  - 四 法第五十四条の二第四項の規定により本市が定める地域密着型介護予防サービス費の額に関する事
  - 五 法第七十八条の四第五項の規定により本市が定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関する事
  - 六 法第一百五十五条の十四第五項の規定により本市が定める指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関する事
  - 七 前各号に定めるもののほか、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の適正な運営を確保するために必要な事項
- 3 地域包括支援センター運営委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。
- 一 地域包括支援センター（法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下この項において同じ。）及び指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第二条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。以下この項において同じ。）の担当する区域の設定に関する事
  - 二 地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の設置、変更及び廃止に関する事
  - 三 地域包括支援センターの業務の委託先法人の選定、変更等に関する事
  - 四 指定介護予防支援の公正かつ中立な運営の確保に関する事
  - 五 前各号に定めるもののほか、地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所の適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項
- 4 委員会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指定する。
  - 5 委員会に委員長を置き、当該委員会に属する委員の互選により定める。
  - 6 委員長は、当該委員会の事務を統括し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
  - 7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、当該委員会に属する委員のうちからあらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第二十五条 第二十三条の規定は、委員会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「委員会」と、「委員の」とあるのは「当該委員会に属する委員及び臨時委員の」と、「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「当該委員会に属する委員及び臨時委員」と、「委員以外」とあるのは「当該委員会に属する委員及び臨時委員以外」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第二十六条 審議会の庶務は、健康福祉局保険高齢部介護保険課において処理する。ただし、委員会の庶務は、健康福祉局保険高齢部高齢企画課において処理する。

(審議会の運営事項)

第二十七条 第二十条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。